

## 京都府立網野高等学校部活動指導基本方針

### 1 目的

部活動は、学校教育活動の一環として、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、発表会等の参加し、活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活の豊かさをもたらす意義を有している。

本校では、部活動を通じて生徒が互いに協力し合って友情を深めるなど、好ましい人間関係の形成に資するとともに、体力の向上や健康の保持増進、豊かな感性の育成、積極的に社会に貢献する態度を育成し、生涯にわたってスポーツや文化・芸術等に親しむ態度や豊かな人間性を育むことを目的とする。

### 2 設置部活動

〔体育系〕 サッカー部、ソフトテニス部(男女)、体操部(男女)、卓球部(男女)、バスケットボール部(男女)、バレーボール部(女)、野球部、陸上競技部、レスリング部、剣道部(休部中)、スキー同好会、水泳同好会

〔文化系〕 E S S、演劇部、茶道・華道部、吹奏楽部、美術部、書道部、ボランティア部、経営実習部

### 3 入退部

- (1) 部活動は放課後等に行う教育課程外の教育活動であり、入部は生徒の自由意思に基づく。
- (2) 所定の手続きを経て、保護者・ホームルーム担任・顧問の承認が必要。

### 4 活動計画

活動計画については、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう、年間を通して、1年間を試合期、充実期、休息期等に分けてプログラムを計画的に立てるとともに、参加する大会や発表会等を精選すること。

- (1) 「年間活動計画」(別紙様式1)については、年度当初に校長に提出し、許可を受けること。
- (2) 「月間活動計画」(別紙様式2)については、前月20日までに校長に提出し、許可を受けること。
- (3) 対外活動への参加は、顧問の引率のもとに実施するものとし、所定の手続きを経て、校長の承認を受けること。
- (4) 活動計画については、該当生徒及び保護者に文書で事前に連絡すること。

### 5 活動時間

- (1) 合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、原則として、長くとも平日は3時間程度(朝練習を含む。)、土・日曜日及び祝日に実施する場合は4時間程度とすること。  
なお、平日の完全下校は、午後7時30分とする。
- (2) 長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずること。

- (3) 定期試験期間中の活動については、試験1週間前から試験終了までの部活動は禁止とする。

なお、公式戦等が試験期間中や試験終了後1週間程度にある場合は、所定の手続きを経て活動を認めることがある。

## 6 休養日

週当たり1日以上設定すること。

なお、月当たり2回程度、土・日曜日に休養日を設定するよう努める。

## 7 部の新設、休・廃部

### (1) 新設

下記の許可条件を満たした「同好会」は2年間、活動を行い、その活動が良好であると認められたとき、生徒総会及び校長の承認を得て、部の設置を許可する。

(許可条件)

ア 高校生として適切かつ有意義な活動内容であること。

イ 学則及び生徒会会則の規定に違反していないこと。

ウ 教員の顧問配置が可能であること。

### (2) 休・廃部

登録生徒がない場合は、その部を休部とし、3年間を目処に廃部を検討する。

## 8 指導の在り方

### (1) 適切な指導

ア 顧問は、最新の医・科学的理論やトレーニング方法等を積極的に習得し、指導において積極的に活用すること。

イ 生徒のスポーツ障害・外傷やバーンアウト等を予防するとともに、心理面での疲労回復のために、適切な練習時間や休養日を設定する等、合理的でかつ効率的・効果的な練習を行うこと。

ウ 大会や発表会等で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いることがないようにすること。

### (2) 体罰・不祥事（スクール・セクハラ等）の防止

ア 体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されている行為で、生徒に対する人権侵害行為であり、いかなる理由があろうとも絶対に許されない。

イ ハラスメント行為

○セクシュアル・ハラスメント

指導者と生徒の人間関係の中で、親しさ等のつもりの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合があり、不快に感じるか否かは、生徒によって個人差が見られることから、指導者の言動を生徒自身がどのように感じ、捉えるかが非常に重要であることを指導者は常に認識しておかなければならない。

○パワー・ハラスメント

指導者と生徒の人間関係の中で、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等、また、身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりする）な発言等はあるてはならない。

## 9 安全管理と事故防止

### (1) 安全管理

ア 教職員及び生徒への救急処置研修会を通じて怪我・事故等が起こった場合の緊急時における初動対応の徹底を図るとともに、危機管理マニュアルに基づき、医療機関、関係者等への連絡体制やAED使用等について点検、確認を行うこと。

イ 校内施設、設備、用具等の定期的な安全確認を徹底すること。

ウ 他の部活動と活動場所を共有する場合は、顧問間の連携等により、生徒同士の接触・衝突の回避や球技等では防球ネットの配置など、安全対策を講じること。

### (2) 事故防止

ア 各生徒の発達段階や体力に係る疲労状況や精神状況、技能の習得状況等を適切に把握し、無理のない練習となるよう留意すること。

イ 天候や気象変化に対して常に情報を収集し、予想される危険を考慮し、熱中症や落雷、突風などの急激な気象変化への対応を講ずること。

ウ 顧問が、やむを得ず直接練習等に立ち会えない場合は、他の部活動顧問等と連携・協力した上で、あらかじめ安全面に十分留意した活動内容や方法を生徒に指示するとともに、活動内容や状況を事後把握すること。

## 10 学校の部活動マネジメント（校長(管理職)の役割)

(1) 校長は、部活動が生徒の学習をはじめとする学校での活動や家庭での生活とバランスよく行うことができるように顧問に対して適切な指導を行う。

(2) 校長は、「部活動に係る活動方針」及び各部の「活動計画」等に基づき、活動状況の把握を行うとともに、体罰やハラスメント行為等の防止に向けた校内研修を実施するなど、適切な部活動指導の徹底に努める。

(3) 校長は、部活動運営会議を設置し、部活動の意義、運営や指導の在り方、各部活動の活動内容等について協議、検討するとともに、全教職員の共通理解のもと、学校としての指導体制を構築する。

(4) 校長は、顧問による部活動に関わる金銭の徴収及びその管理について、生徒、保護者への適切な周知を図るよう、指導を徹底する。

(5) 校長は、顧問、生徒、保護者等の間で、十分な説明と相互の理解のもとで円滑な部活動運営、活動となるよう、環境整備に努めるとともに、部活動方針や各部の活動内容、活動報告等を学校だよりや学校ホームページ等を通じて、適宜公表する。

(平成31年4月1日制定)